

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現 行				
別表					別表				
1 区民関係					1 区民関係				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1 ～ 10	〔略〕				1 ～ 10	〔略〕			
11	住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	〔略〕	〔略〕	〔略〕	10 の 2	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔削除〕					11	外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3の規定に基づく登録原票に登録した事項に関する証明書の交付	登録原票の写しの交付手数料 登録原票記載事項証明書交付手数料	1通につき 300円 1件につき 300円	交付のとき。
12	〔略〕				12	〔略〕			
13	戸籍、住民基本台帳等に係る事務に関する証明書又は写しの交付（2の項から12の項までに掲げるものを除く。）	～ 〔略〕 埋火葬に関する証明書の交付手数料	〔略〕 1件につき 300円	〔略〕	13	戸籍、住民基本台帳、外国人登録等に係る事務に関する証明書又は写しの交付（2の項から12の項までに掲げるものを除く。）	～ 〔略〕 外国人登録証明書の記載事項証明書の交付手数料 埋火葬に関する証明書の交付手数料	〔略〕 1件につき 300円 1件につき 300円	〔略〕
14 ～ 20	〔略〕				14 ～ 20	〔略〕			

2 保健衛生・環境関係					2 保健衛生・環境関係				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1 ～ 79	〔略〕				1 ～ 79	〔略〕			
79 の 2	東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）第17条第2項又は第4項の規定に基づくふぐ加工製品の取扱いに係る届出済票の交付又は再交付（卸売市場内の営業を除く。）	ふぐ加工製品取扱届出済票交付手数料 ふぐ加工製品取扱届出済票再交付手数料	1件につき 3,000円 1件につき 2,400円	届出のとき。 再交付申請のとき。			〔新設〕		
80 ・ 81	〔略〕				80 ・ 81	〔略〕			

付 則

この条例中別表 1 区民関係の部 1 1 の項を削り、同部 1 0 の 2 の項を同部 1 1 の項とする改正規定及び同部 1 3 の項の改正規定は平成 2 4 年 7 月 9 日から、別表 2 保健衛生・環境関係の部に 7 9 の 2 の項を加える改正規定は同年 1 0 月 1 日から施行する。